

# PEP OSAKA 会員規約

## 第1条(名称)

本クラブは、株式会社 PEP Osaka (以下、本クラブという)と称します。

## 第2条(所在地)

本クラブの所在地は、大阪府岸和田市別所町3丁目10-10にあります。

## 第3条(運営および管理)

本クラブの運営・管理は株式会社 PEP Osaka が行います。

## 第4条(目的)

本クラブは、会員がスポーツを通じ健康の維持・増進ならびに会員相互の親睦を図ると共に、健康で活動的なライフスタイルを創造することを目的とします。

## 第5条(入会資格)

本クラブに入会できる方は、原則として12歳以上の方で本クラブの趣旨に賛同し、本規約を承認・遵守できる方とします。尚、本クラブはその自由な裁量により入会申し込みを承認またはお断りすることができ、その理由を示す必要はないものとします。本クラブの入会資格は以下の通りとします。

- 1) 未成年者が入会する際は親権者の同意がある方。
- 2) 医師から運動を禁止されていない方。
- 3) 禁治産者および準禁治産者でない方。
- 4) 刺青・タトゥ(TATOO)等がない方。
- 5) 暴力団構成員等関係者・薬物常習者でない方。
- 6) 以前に本クラブで規約退会で処理されていない方。

## 第6条(会員区分)

本クラブの会員区分は、次の通りとし、会員の要件および利用範囲等の条件については株式会社 PEP Osaka が別途これを定めます。

- 1) 個人会員
- 2) 法人会員

## 第7条(入会手続き)

本クラブは、本会則を承認のうえ入会手続きを行い、本クラブの承認を得たうえ、規定の入会金・会費を納入した方を本クラブの会員とします。

## 第8条(未成年者の取扱)

未成年が会員になろうとするときは、本人とその親権者が連署して申し込むものとします。この場合、親権者は会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

## 第9条(入会金)

会員は、本クラブの定める入会金を所定の方法にてお支払いいただかなければなりません。ただし、入会金はキャンペーン等により変動することがあります。

- 1) 有効期間は退会時までとします。
- 2) 一旦納入された入会金は、理由の如何を問わずこれを返還いたしません。

## 第10条(会費)

会員は、本クラブの定める会費等を理由の有無にかかわらず、所定の方法にてお支払いいただかなければなりません。会費等の種類、金額、支払い期限および支払方法は、本クラブが定めるものとします。ただし、一旦納入された会費等は、理由の如何を問わずこれを返還いたしません。

## 第11条(会員資格の喪失)

会員は下記の各項に該当したときに会員資格を喪失します。

- 1) 会員が退会したとき。
- 2) 会員が除名されたとき。
- 3) 会員が死亡したとき。
- 4) 法人が解散したとき。
- 5) 経営上重大な理由により本クラブを閉鎖したとき。

## 第12条(退会)

会員は、退会を希望する前月の15日(15日が休館日の場合は翌営業日)までに本クラブに所定の退会届を提出することにより、その月末で退会することができます。15日を過ぎた場合は翌月末退会扱いになります。なお、退会届が提出されない限り会費等のご請求をさせていただきます。

## 第13条(除名)

会員は下記の各項に該当するときは、本クラブは該当会員を除名することができ、会員はその資格を失います。

- 1) 会費他本クラブの定める諸経費を3か月以上滞納し、督促請求を受けてもなお、所定の期日までに支払われなかったとき。(除名以前の諸経費はすべて納入していただきます。)
- 2) 本クラブの施設・設備を故意にまたは重大な過失により破損したとき。
- 3) 本規約、その他本クラブが定める規則に違反したとき。
- 4) 本クラブの名誉を傷つけ、秩序を乱したとき。
- 5) 入会時の提出書類に虚偽の申告をしたとき。
- 6) その他、会員として品位を損なうと認められる非行のあったとき。
- 7) その他、本クラブが除名を相当と認めたとき。

## 第14条(会員カード)

本クラブは、会員に対してスマートフォンなどを用いオンライン上のマイページで表示できる会員カードを交付します。会員が本クラブの施設を利用しようとする時は、会員カードを提出・携帯しなければなりません。なお、スマートフォンなどを普段使用しないような会員は別途、紙カードを交付します。マイページにログインできない場合や会員カードの紛失した場合は、すみやかに申し出てください。

## 第15条(会員資格の譲渡禁止)

会員は、本クラブの会員資格を他に譲渡すること、貸与することおよび名義変更することはできません。

## 第16条(休会)

会員は、休会を希望する月の前月の15日までに、本クラブ所定の休会届を提出することにより、翌月から休会することができます。

- 1) 期間は原則6ヶ月までとします。
- 2) 休会費は1ヶ月1,650円となります。

- 3) 休会期間終了後、復会を希望する場合は、原則として復会を希望する前月の15日までに申し出てください。
- 4) 休会期間終了後は自動的に会費の請求が開始となります。

#### 第17条(コース変更)

会員は会員区分変更を希望する月の前月の15日(15日が休館日の場合は翌営業日)までに本クラブに所定の変更届を提出することにより翌月から会員区分変更することができます。15日を過ぎた場合は翌月扱いになります。

#### 第18条(ビジターの利用)

本クラブは、会員の紹介または所定の手続きにより本クラブが承認した会員以外の方(以下、ビジターという)に本クラブの施設を利用させることができます。但し、必要に応じてビジターの入場制限をすることができるものとします。なお、ビジターの利用料金、その他に関する規則は別に本クラブが定めます。

#### 第19条(休業)

本クラブは、原則として別紙に記載する日を定休日および季節休業とします。また、その定休日および季節休業のほか、施設の補修、会場整備、その他やむを得ない事由が発生した場合休業することがあります。臨時休業する場合は、事前にその旨を施設内に掲示いたします。但し施設安全管理上、緊急工事を要するような場合は、あらかじめ予告することなく一部または全部の施設を休業することができるものとします。

#### 第20条(利用制限)

本クラブは、次の場合に利用をお断りします。

- 1) 酒気をおびての来館もしくは館内での飲酒・喫煙をされた方。
- 2) 刃物、発火、爆発等の危険物を持っている方。
- 3) 伝染病および皮膚病、重度の精神疾患の方。
- 4) 暴力行為、威嚇行為等をなす恐れがあると認められた方。
- 5) 健康状態が著しく悪く、運動をすることが好ましくない状態であると判断される方。
- 6) 本クラブが定める規則、注意事項、職員の指示に従わない方。
- 7) その他の理由により当施設を利用されることが好ましくない方。

#### 第21条(施設の一時閉鎖、一時制限)

①本クラブは次の場合に本クラブの施設の一部または全部を一時的に閉鎖、制限することができます。なおこの場合、会員に対する補償はいたしません。

- 1) 天災、地震、その他の不可抗力により開業が不可能になるとき。
- 2) 施設・設備の不良・不調、欠陥等が認められるとき。
- 3) 施設・設備の改造または補修工事を実施するとき。

②本クラブは、施設を利用してスポーツスクール、講習会、その他セミナーなど健康・医療に関わる事業をフロントおよび掲示告知における公示にて開催することがあります。その場合、開催場所はその事業への参加者でない限り、原則として会員であっても使用できないものとします。この場合、会員に対する補償はいたしません。

③各種大会および特別行事を開催する場合、施設の一部または全部の利用が制限される場合があります。

#### 第22条(会員の利用および事故)

会員は自己の責任と危険負担において、本クラブの施設を利用するものとします。

- 1) 金銭その他貴重品については、会員各自の責任にて保管・管理をお願いします。本クラブ使用中に施設内で生じた盗難、破損、障害等の事故について、当施設は一切の責任を負いません。
- 2) 駐車場で事故、盗難(車上盗難も含む)等に関しても、当施設は一切の責任を負いません。
- 3) 本クラブの諸施設において技量を越えた特殊な危険行為に及んだり、本クラブ事前の承諾なしに、対価を得て他の会員や利用者に対する指導行為は行ってはならないものとします。会員が同伴したビジターについても同様とします。
- 4) 会員が本クラブの利用中、会員自身が受けた損害に対して、本クラブは、本クラブに故意または過失がある場合を除き、当該損害に対する責任を負いません。

#### 第23条(会員の損害賠償責任)

- 1) 故意・過失を問わず、会員が当クラブの施設および備品に損害を与えた場合はその賠償責任を負うものとし、損害額をお支払いいただきます。
- 2) 会員が自己責任に帰すべき理由により第三者に損害を与えた場合は、その賠償責任を負うものとします。
- 3) 会員が同伴したビジターが当クラブまたは第三者に損害を与えた場合には、連帯して賠償責任を負うものとします。

#### 第24条(変更届)

会員は、住所または連絡先等入会申し込み記入事項に変更があった場合は速やかに届け出るか、もしくはマイページから変更ものとします。また、本クラブから会員に対して行う通知・連絡事項は届け出住所宛に行えば足りるものとします。

#### 第25条(諸費用の改定)

本クラブは、本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用(入会登録事務手数料、月会費等)を、社会情勢の変動、経済状況の変化により不相応となった場合にに応じて改定できるものとします。

#### 第26条(施設の閉鎖)

次の場合、本クラブを閉鎖し、すべての会員との契約を解除することができ、その際、会員は損害賠償等の異議申し立てはできないものとします。

- 1) 法令の制定。改廃または行政指導により本クラブの営業が不可能または著しく困難になったとき。
- 2) 天災・地震により本クラブの営業が不可能または著しく困難になったとき。
- 3) 著しい社会・経済情勢の変動、その他やむを得ない理由により本クラブの営業が不可能または著しく困難になったとき。

#### 第27条(細則)

本規約に定めていない事項および業務遂行上必要な細則は本クラブが定めるものとします。

#### 第28条(改定)

本規約の改定および変更は本クラブの定めるところによるものとし、その効力はすべての会員におよぶものとします。

#### 第29条(附則)

本規約は2023年4月1日より施行いたします。

株式会社 PEP OSAKA

住所:大阪府岸和田市別所町3丁目10-10 / 電話:072-423-8460 / FAX:072-423-8461